

# 組合員証の検認(資格確認)を終えて

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

公立学校共済組合では、被扶養者の資格確認のため9月～10月にかけて組合員証等の検認を行いました。ご協力いただき誠にありがとうございました。  
 検認の結果、収入超過や就職等により遡って認定取消となる事例が多数見受けられました。遡って認定取消になると、取消日以降に病院等で保険証を使用していた場合、共済組合に**医療費を返還**することになります。長い期間を遡って認定が取り消された場合は、医療費の返還額も高額になることがあります。そのようなことのないように、扶養されているご家族の収入状況や認定基準を満たしているかを、**この検認の機会に限らず常に確認**し、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて当共済組合へ**被扶養者認定取消申告書の届出と被扶養者証の返却**をお願いします。

**1** 被扶養者が就職をしていて、健康保険の被保険者になっていた。

最も多い事例

健康保険の被保険者となった場合、認定取消の手続きが必要です。(例：4月1日に千葉県職員に採用され、新たに地方職員共済組合員となった)また、採用後試用期間等ですぐには被保険者とならない場合も、認定基準額(月額108,334円)以上の収入が見込まれる場合は、就職した日で取消となります。被保険者となるまでの間は、国民健康保険への加入となります。



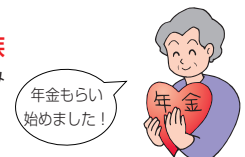
**2** 遠方に住む子どもがアルバイトをしていて毎月の収入が認定基準額(月額108,334円)以上である月が連続して3か月以上になっていた。

別居しているなど被扶養者の収入を把握しにくい状況であっても、組合員が扶養している限り、毎月の給与明細や源泉徴収票などで収入を把握しておく必要があります。複数の勤務先で収入を得ていた場合、合算した額となります。この事例の場合、3か月目の給料日で取消となります。なお、**通勤手当も収入に含みます**のでご注意ください。



**3** 別居の母を扶養し毎月送金をしていて、母が年金を受給し始め収入が増えており、組合員の送金額が被扶養者としての認定基準額を満たしていなかった。

送金額は、母の収入の1/2以上の金額が必要です。(母の総収入=母自身の給与等収入+組合員以外の者の送金額等(※))年金の受給額の変動にも注意してください。  
**※母親と同居している者があれば、その者の収入も含みます。**  
 父母を扶養する場合、所得証明書に記載されない**遺族年金**や**個人年金**なども収入に含みますのでご注意ください。



**4** 子どもを他の健康保険制度に加入している配偶者と共同扶養していたが、夫婦の収入額を比較すると配偶者の収入の方が上回っていた。

共同扶養の場合、収入の比較が必要です。配偶者の所得の方が組合員より1割以上、上回っていた場合は取消となります。**源泉徴収票・確定申告書**等で双方の収入金額を毎年確認しましょう。1月の源泉徴収票交付の時点で**収入比較を個々に必ず行い**、配偶者の方が多い場合は**検認を待たずに取消**の手続きをしましょう。



## ～気をつけよう～

- ◎ 被扶養者が年金を受給している場合は、**最新の振込通知等**を大切に保管しておいてください。
- ◎ 被扶養者のご家族が資格要件を満たしているか、**常に確認**しておきましょう。
  - ・収入が認定基準額を超えていないか。(年額130万円以上。障害年金または60歳以上の公的年金受給者は、年額180万円以上。)
  - ・所得証明書に記載されない年金の受給がないか。(障害年金・遺族年金・個人年金等)
  - ・不安定収入で、**月収108,334円以上(※)**が**3か月連続**していないか。
- ※障害年金または60歳以上の公的年金受給者は、年金とアルバイト等の合算額が**月額150,000円以上**
- ※年130万円以内で**扶養手当を受給していても**月の基準額の3か月連続超過や、通勤手当の合算により年130万円を超える等により健康保険被扶養者・国民年金第3号被保険者から外れる場合があります。
- ◎ 別居している被扶養者への送金について、**手渡しは証拠書類が残らないため原則認めておりません。**ATM等を利用し、組合員から被扶養者へ送金していることが確認できるようにし、振込の控えは必ず保管しておいてください。
- ◎ **株等の譲渡収入**がある方は、恒常的収入として取り扱いますので、ご注意ください。なお、確認書類として確定申告書等の写しや年間収支報告書の写しを提出いただきます。

◆◆◆主な認定取消事由と取消年月日◆◆◆

事由	認定取消の事例	取消年月日
就職	・健康保険や社会保険、共済組合等に加入したとき	採用年月日
	・健康保険等への加入はないが、雇用契約上月額108,334円以上の収入(※1)を3か月以上連続して得ることが明らかとなるとき	雇用日
収入増	・不安定収入でパート、アルバイト等の収入(※1)が108,334円以上である月が連続3か月以上続いたとき(公的年金受給者は月150,000円以上)	3か月目の給料日
	・雇用保険を日額3,612円以上受給したとき	受給期間の初日
	・年金の増額改定や、障害年金・遺族年金・企業年金・個人年金・恩給等の受給開始により年間収入が(※1)認定基準額(※2)以上のとき	年金等の通知を受け取った日
	・事業等を始めて収入(※1)が、認定基準額(※2)以上のとき	確定申告書の税務署等受理日
扶養替	・子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、他の扶養義務者の収入が組合員より1割以上多かったとき(他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く)	・他の扶養義務者が給与収入のみの場合 ・・・収入を比較した年の翌年1月1日 ・他の扶養義務者が事業収入者の場合 ・・・確定申告書の税務署等受理日
別居	・同居を要件とする者が別居したとき (義父母・叔伯父母・甥姪等)	転居日

※1 収入とは・・・所得税法上の所得をいうのではなく恒常的な収入の総額をいう。課税・非課税には関係なく、通勤手当等も含まれる。  
 ※2 認定基準額・・・年間収入が130万円(障害年金受給者・60歳以上の公的年金受給者は給与収入と合算で180万円)

**共済貸付利率が下がりました!** 平成30年1月から

お問い合わせ ☎  
 経理 貸付班 043-223-4122

平成30年1月からすべての貸付種別において貸付利率が改定(引下げ)されました。新規に貸付けを受ける方はもちろん、既に借りている方も手続き不要で利率が下がります。(既に貸付けを受けている方については、新しい償還表を12月中に送付しています。)

貸付けの種別	平成29年12月までの利率	平成30年1月以降に適用される利率
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭	2.72%	<b>1.32%</b>
住宅災害・災害	1.72%	<b>0.99%</b>
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	2.46%	<b>1.06%</b>

※利率は年利(保険料0.06%を含む。)です。保険料とは、ローン等を借り受ける際に、保証人の代わりに保険会社による債務保証を受けるための費用をいいます。ローンの返済が滞った場合には、保険会社が借受人の代わりにローンを返済し、その返済額は保険会社から借受人に請求されます。  
 ※平成19年3月以前の貸付けは、保険料を含みません。  
 ※**貸付利率は変動利率です。**今後、金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。最新の利率については、当共済組合ホームページ及び福利ちばでご確認ください。  
 ※東日本大震災に伴う貸付け等、上表に記載のない利率については、当共済組合ホームページをご覧ください。

◆貸付けを申込み際のお願い◆

所属に保管されている貸付申込書一式を記入の上、必要書類を整えてからお申込みください。  
 なお、詳しい内容や必要書類等については、「互助会Diary」や「貸付事務の手引き」等で確認してください。  
 申込締切間際に申込書を提出されますと、記入事項の不備や添付書類の不足等により貸付けができない場合がありますので、できるだけ余裕を持って提出してください。

**申込締切日は毎月15日(休祭日の場合は翌開庁日)**  
**貸付日は翌月の21日(休祭日の場合は銀行等の翌営業日)**

